県　章

滋賀県公報

令和８年（2026年）
１０　月　２３　日
第　７６２　号
金　曜　日

毎週火・金曜　２回発行

目　　次　（※印は、県例規集に登載するもの）

○　告　　示
※特定猟具使用禁止区域の指定（生物多様性保全課）……1
令和８年度陸・海・空士（任期制自衛官）の募集（市町振興課）……3
保安林の指定の解除（森林保全課）……4
道路の供用開始（道路保全課）……4
○　公　　告
危険物取扱者保安講習実施公告（防災危機管理局）……4
所有者等を確知することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請の公告（農政課）……5
一般競争入札の公告（管理課）……5
落札者決定の公告（道路整備課）……9

告　　示

滋賀県告示第429号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第１項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和８年10月23日

滋賀県知事　　三　日　月　　大　　造

１　名称　愛荘町長野特定猟具使用禁止区域（銃器を対象としたもの）
２　区域　次の図のとおり
３　面積　60ヘクタール
４　存続期間　令和８年11月１日から令和18年10月31日まで
（「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部生物多様性保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

滋賀県告示第430号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第１項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和８年10月23日

滋賀県知事　　三　日　月　　大　　造

１　名称　上田上牧特定猟具使用禁止区域（銃器を対象としたもの）
２　区域　次の図のとおり
３　面積　14ヘクタール
４　存続期間　令和８年11月１日から令和18年10月31日まで
（「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部生物多様性保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

滋賀県告示第431号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第１項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和８年10月23日

滋賀県知事　　三　日　月　　大　　造

１　名称　信楽神山特定猟具使用禁止区域（銃器を対象としたもの）

２　区域　次の図のとおり
３　面積　124ヘクタール
４　存続期間　令和８年11月１日から令和18年10月31日まで
（「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部生物多様性保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

滋賀県告示第432号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第１項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和８年10月23日

滋賀県知事　三　日　月　大　造

１　名称　八日市布施山特定猟具使用禁止区域（銃器を対象としたもの）
２　区域　次の図のとおり
３　面積　28ヘクタール
４　存続期間　令和８年11月１日から令和18年10月31日まで
（「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部生物多様性保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

滋賀県告示第433号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第１項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和８年10月23日

滋賀県知事　三　日　月　大　造

１　名称　蔵王ダム周辺公園特定猟具使用禁止区域（銃器を対象としたもの）
２　区域　次の図のとおり
３　面積　172ヘクタール
４　存続期間　令和８年11月１日から令和18年10月31日まで
（「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部生物多様性保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

滋賀県告示第434号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第１項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和８年10月23日

滋賀県知事　三　日　月　大　造

１　名称　能登川大中特定猟具使用禁止区域（銃器を対象としたもの）
２　区域　次の図のとおり
３　面積　65ヘクタール
４　存続期間　令和８年11月１日から令和18年10月31日まで
（「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部生物多様性保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

滋賀県告示第435号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第１項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和８年10月23日

滋賀県知事　三　日　月　大　造

１　名称　今津町深清水特定猟具使用禁止区域（銃器を対象としたもの）
２　区域　次の図のとおり
３　面積　11ヘクタール
４　存続期間　令和８年11月１日から令和18年10月31日まで
（「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部生物多様性保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

滋賀県告示第436号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第１項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和８年10月23日

滋賀県知事　三　日　月　　大　　造

１　名称　今津東部特定猟具使用禁止区域（銃器を対象としたもの）
２　区域　次の図のとおり
３　面積　151ヘクタール
４　存続期間　令和８年11月１日から令和18年10月31日まで

（「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部生物多様性保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

滋賀県告示第437号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第１項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和８年10月23日

滋賀県知事　三　日　月　　大　　造

１　名称　甲良町大字池寺・長寺特定猟具使用禁止区域（銃器を対象としたもの）
２　区域　次の図のとおり
３　面積　124ヘクタール
４　存続期間　令和８年11月１日から令和18年10月31日まで

（「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部生物多様性保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

滋賀県告示第438号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第１項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和８年10月23日

滋賀県知事　三　日　月　　大　　造

１　名称　甲良町大字池寺字横枕特定猟具使用禁止区域（銃器を対象としたもの）
２　区域　次の図のとおり
３　面積　２ヘクタール
４　存続期間　令和８年11月１日から令和18年10月31日まで

（「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部生物多様性保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

滋賀県告示第439号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第１項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和８年10月23日

滋賀県知事　三　日　月　　大　　造

１　名称　日野町北脇特定猟具使用禁止区域（わなおよび銃器を対象としたもの）
２　区域　次の図のとおり
３　面積　10ヘクタール
４　存続期間　令和８年11月１日から令和18年10月31日まで

（「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部生物多様性保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

滋賀県告示第440号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第１項および第118条の規定に基づき、令和８年度陸・海・空士（任期制自衛官）の募集について、次のとおり告示する。

令和８年10月23日

滋賀県知事　三　日　月　　大　　造

１　募集種目　令和８年度採用２等陸・海・空士（任期制自衛官）（男子・女子）
２　募集期間　令和８年10月23日(金)から令和８年11月19日(木)まで

３　試験期日
⑴　筆記試験および適性検査（Ｗｅｂ試験方式）　令和８年11月24日(火)および25日(水)のうち指定する１日
⑵　口述試験および身体検査　令和８年11月28日(土)
４　試験場の位置および名称
⑴　筆記試験および適性検査（Ｗｅｂ試験方式）　受験者計画
⑵　口述試験および身体検査　大津びわ湖合同庁舎（大津市京町三丁目１－１）および自衛隊大津駐屯地医務室（大津市際川一丁目１－１）

滋賀県告示第441号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第１項の規定により、次の保安林の指定を解除する。

令和８年10月23日

滋賀県知事　三日月　大造

１　解除に係る保安林の所在場所　高島市新旭町饗庭字宮元620－１（次の図に示す部分に限る。）
２　保安林として指定された目的　名所または旧跡の風致の保存
３　解除の理由　急傾斜地崩壊防止施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および高島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

滋賀県告示第442号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和８年10月23日から令和８年11月６日まで滋賀県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和８年10月23日

滋賀県知事　三日月　大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
田代上朝宮線	甲賀市信楽町畑字広芝752番地先から 甲賀市信楽町畑字広芝728番１地先まで	令和８.10.26 ９時	Ｌ＝469.3m

公　告

危険物取扱者保安講習実施公告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和８年10月23日

滋賀県知事　三日月　大造

１　講習の種類

講習区分	危険物取扱者免状の種類
給油取扱所の危険物取扱者	甲種、乙種（第１類から第６類まで）、丙種
給油取扱所以外の危険物取扱者	甲種、乙種（第１類から第６類まで）、丙種

２　講習の受講期間および実施形態

受講期間	実施形態
受講承認日より１か月以内	オンライン講習

３　受講対象者　危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第58条の14第１項または第２項の規定により講習を受けなければならない者
４　受講手続および受講手数料　滋賀県の「ウェブ事前登録方式コンビニ決済」により手数料5,300円を納付後、受講申請書に所定の事項を記入の上、５に示す受付期間中に６に示す受付場所に郵送により提出すること。
５　受講申請書の受付期間　令和８年10月23日(金)から同月29日(木)までとする（必着）。
６　受講申請書の受付場所　一般社団法人滋賀県防火保安協会連合会　〒520－0044　大津市京町四丁目３番28号　滋賀県厚生会館２階　電話　077－521－3921

７　その他　その他詳細については、６に示す受付場所に問い合わせること。

所有者等を確知することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請の公告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第１項の規定に基づき、農地中間管理機構から所有者等を確知することができない農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関する裁定の申請があったので、同条第２項において読み替えて準用する同法第38条第１項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和８年10月23日

滋賀県知事　　三 日 月　　大　　造

１　申請に係る農地の所在等

⑴　所在および地番　東近江市外町字若松1439番１、東近江市外町字若松1439番２および東近江市外町字若松1439番３

⑵　地目　畑

⑶　面積　99㎡、32㎡および86㎡

⑷　所有者等の情報　登記名義人が死亡し、その相続人が相続放棄

２　申請に係る農地の利用の現況　当該農地は、借受希望者が管理している。

３　申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細　裁定後は、申請農地を借受希望者に貸し付け、水稲等の栽培を行う。

４　申請に係る農地が農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第８条第２項第１号に規定する基準に適合すると認められる旨およびその理由　当該農地は、東近江市の地域計画の区域内の農地であり、借受希望者が当該農地を担う者とされていることから、農地中間管理事業規程３－１および所有者等不明農地の取扱要領第３条の規定に基づく基準に適合する。

５　希望する利用権の始期等

⑴　始期　令和９年３月１日

⑵　存続期間　５年

⑶　借賃に相当する補償金の額　4,340円

６　意見書の提出　申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

⑴　提出期限　令和８年11月６日(金)

⑵　提出先　滋賀県農政水産部農政課　〒520－8577　大津市京町四丁目１番１号　電話番号　077－528－3815

⑶　記載事項

ア　意見書を提出する者の氏名および住所（法人にあっては、その名称および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名）

イ　意見書を提出する者の有する権利の種類および内容

ウ　意見書を提出する者の当該農地の利用の状況および利用計画

エ　意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ　意見の趣旨およびその理由

カ　その他参考となるべき事項

一般競争入札の公告

滋賀県の県有施設に係る電気調達業務契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６第１項の規定により公告する。

令和８年10月23日

滋賀県知事　　三 日 月　　大　　造

１　入札に付する事項

⑴　調達物品名および数量

ア　危機管理センターほか46施設で使用する電気

(ｱ)　予定契約電力　4,093キロワット

(ｲ)　総予定使用電力量　8,699,700キロワット時

イ　農業技術振興センター農業大学校（農場）ほか12施設で使用する電気

(ｱ)　予定契約電力　1,666キロワット

(ｲ)　総予定使用電力量　4,563,500キロワット時

ウ　膳所高等学校ほか25施設で使用する電気
⑺　予定契約電力　4,723キロワット
⑴　総予定使用電力量　7,004,300キロワット時
エ　彦根東高等学校ほか26施設で使用する電気
⑺　予定契約電力　5,146キロワット
⑴　総予定使用電力量　7,077,200キロワット時
オ　水産試験場ほか18施設で使用する電気
⑺　予定契約電力　1,948キロワット
⑴　総予定使用電力量　6,144,200キロワット時
カ　県本庁舎で使用する電気（電力量の100％が再生可能エネルギー由来の電力であること。）
⑺　予定契約電力　1,500キロワット
⑴　総予定使用電力量　2,919,300キロワット時
キ　琵琶湖博物館（本館）ほか１施設で使用する電気
⑺　予定契約電力　1,321キロワット
⑴　総予定使用電力量　4,465,000キロワット時
ク　警察本部庁舎で使用する電気
⑺　予定契約電力　650キロワット
⑴　総予定使用電力量　2,565,200キロワット時
ケ　文化ゾーンで使用する電気
⑺　予定契約電力　700キロワット
⑴　総予定使用電力量　1,172,800キロワット時
なお、アからケまでについては、それぞれの入札とする。

⑵　調達物品の特質等　入札説明書による。
⑶　調達期間　令和９年２月計量日の０時から令和10年２月計量日の前日24時まで
⑷　調達場所　入札説明書で示す場所

２　入札に参加する者に必要な資格　次に掲げる要件を全て満たす者であること。
⑴　地方自治法施行令第167条の４に規定する者に該当しない者であること。
⑵　滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号。以下「財務規則」という。）第195条の２各号のいずれにも該当しない者であること。
⑶　滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
⑷　入札参加者に必要な資格等（令和８年滋賀県告示第31号）に規定する資格を有すると認められて競争入札参加資格者名簿の次に示す営業種目に登録されている者であること。
営業種目（大分類：物品、中分類：燃料・油脂・電力）
なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所等で資格審査の申請を行うこと。
滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課　〒520－8577　大津市京町四丁目１番１号　電話　077－528－4314
いずれの者にあっても、入札参加者は、令和８年11月13日(金)17時までに、入札説明書で示す入札参加資格確認申請書を３⑶に示す場所に提出し、競争入札参加資格者名簿に登録されていることの確認を受けなければならない。
この日以後においても、新たに入札に参加する資格を得ようとする者の資格審査の申請を受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札の手続に間に合わないことがある。
⑸　電気事業法（昭和39年法律第170号）第２条の２の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。
⑹　電源構成、非化石証書の使用状況および二酸化炭素排出係数の情報を開示していること。なお、開示方法は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。
⑺　公告日時点で公表されている１キロワット時当たりの二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギーの導入状況ならびに需要家に対する省エネルギーの促進および電力逼迫時における使用量抑制等に資する取組等に関し、入札説明書で示す条件を満たしていること。

３　入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等　この入札に参加を希望する者は、次の⑴から⑶までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。

滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認めた者は、この入札に参加することができない。

⑴　必要とする書類

ア　入札参加資格確認申請書（入札説明書で示す別紙様式３）

イ　電気事業法第２条の２の規定により小売電気事業の登録を受けている者であることを証する書面の写し

ウ　環境配慮状況等証明書（入札説明書で示す別紙様式４）およびその根拠を示す書類

⑵　提出期限　令和８年11月13日(金)17時

⑶　提出場所　滋賀県会計管理局管理課　〒520－8577　大津市京町四丁目１番１号　電話　077－528－4314

４　入札執行の日時、場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所および問合せ先　滋賀県会計管理局管理課　〒520－8577　大津市京町四丁目１番１号　電話　077－528－4314　電子メール　ka10@pref.shiga.lg.jp

⑵　契約条項を示す期間　令和８年10月23日(金)から令和８年11月24日(火)まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の９時から17時まで

⑶　入札説明書等の交付方法　入札説明書等は、⑴に示す場所において交付するほか、滋賀県ホームページ「県政情報」の「事業者向け情報」の「入札・売却・指定管理」の「公告一覧（物品・役務）」（https://www.pref.shiga.lg.jp/menu/14970.html）からダウンロードすることができる。

⑷　入札説明会　入札説明会は、行わない。

⑸　入札書の受領期間　令和８年11月11日(水)から令和８年11月24日(火)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の９時から17時まで。郵送による場合は、書留郵便によりこの受領期間内に必着させること。また、この場合の送料は、自己負担とする。

⑹　開札の日時および場所　令和８年11月25日(水)９時　滋賀県大津合同庁舎３階入札室　大津市松本一丁目２番１号

５　質問および回答の方法等　入札説明書等に関する質問がある場合は、質問書（様式任意）を作成し、⑴に示す場所に⑵の期間内に電子メールまたはＦＡＸにより提出すること。なお、質問書を提出した場合は、必ずその旨を電話で連絡すること。

⑴　質問受付の場所　滋賀県会計管理局管理課　〒520－8577　大津市京町四丁目１番１号　電話　077－528－4314　ＦＡＸ　077－528－4922　電子メール　ka10@pref.shiga.lg.jp

⑵　質問受付の期間　令和８年10月23日(金)から令和８年11月６日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の９時から17時まで

⑶　回答方法　令和８年11月10日(火)までに電子メールまたはＦＡＸにより行う。また、滋賀県ホームページ「県政情報」の「事業者向け情報」の「入札・売却・指定管理」の「入札等に関する質問および回答」(https://www.pref.shiga.lg.jp/menu/27520.html）に掲載する。

６　入札方法等

⑴　入札執行については、財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成７年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。

⑵　落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

７　保証金　入札保証金および契約保証金は、免除する。

８　契約書の作成の要否　要

９　入札の無効　次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

⑴　財務規則第199条の規定に該当する入札

⑵　虚偽の申請を行った者のした入札

10　落札者の決定方法

⑴　この公告に示した物品を調達することができると滋賀県が認めた入札参加者であって、財務規則の規定により作成されたそれぞれの予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

⑵　落札となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、くじにて落札者を決定する。なお、落札となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することができない。

11　支払条件　前金払および部分払は、行わない。

12　契約手続において使用する言語および通貨　日本語および日本国通貨

13　その他必要事項

⑴　入札参加者は、封印した入札書および入札金額算定書を４⑸に示す入札書の受領期間内に提出しなければならない。

⑵　代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。

⑶　開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

⑷　落札者は、落札決定の日以後速やかに契約書を契約担当者に提出しなければならない。

⑸　入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱（平成８年滋賀県告示第80号）に基づき書面により当該特定調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該特定調達に関する苦情申立てに基づく滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。

⑹　この入札は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の３の規定に基づく長期継続契約に係る入札である。契約期間は年度をまたいでの１年間であるが、議会の承認による債務負担行為を設定していないため、契約期間中の年度において歳出予算が削減される場合がある。その場合は契約を変更または解除することになる。なお、この変更または解除に伴い損害が生じたときは、その損害の賠償を県に請求することができる。

⑺　その他詳細は、入札説明書による。

14　Summary

⑴　Nature and quantity of the products to be purchased：

a　Electricity used in Shiga Prefecture Crisis Management Center and electricity used in the other 46 facilities

ⅰ. electrical power planned in the contract：4,093kW

ⅱ. total estimated electrical power：8,699,700kWh

b　Electricity used in Agricultural Technology Promotion Center Agricultural College (Farm) and electricity used in the other 12 facilities

ⅰ. electrical power planned in the contract：1,666kW

ⅱ. total estimated electrical power：4,563,500kWh

c　Electricity used in Zeze High School and electricity used in the other 25 facilities

ⅰ. electrical power planned in the contract：4,723kW

ⅱ. total estimated electrical power：7,004,300kWh

d　Electricity used in HikoneHigashi High School and electricity used in the other 26 facilities

ⅰ. electrical power planned in the contract：5,146kW

ⅱ. total estimated electrical power：7,077,200kWh

e　Electricity used in Shiga Prefectural Fisheries Experiment Station and electricity used in the other 18 facilities

ⅰ. electrical power planned in the contract：1,948kW

ⅱ. total estimated electrical power：6,144,200kWh

f　Electricity from renewable sources used at the Shiga Prefectural Office main building must be all of the electricity provided.

ⅰ. electrical power planned in the contract：1,500kW

ⅱ. total estimated electrical power：2,919,300kWh

g　Electricity used in Lake Biwa Museum main building and electricity used in the other 1 facility

ⅰ. electrical power planned in the contract：1,321kW

ⅱ. total estimated electrical power：4,465,000kWh

h　Electricity used in Shiga Prefectural Police Headquarters building

ⅰ. electrical power planned in the contract：650kW

ⅱ. total estimated electrical power：2,565,200kWh

i　Electricity used in Biwako Cultural Park

ⅰ. electrical power planned in the contract：700kW

ⅱ. total estimated electrical power：1,172,800kWh

⑵ Deadline for tender：17：00, November 24, 2026

⑶ For further information, contact：Management Division, Finance Management Bureau, Shiga Prefectural Government, ４－１－１ Kyomachi, Otsu－shi, Shiga 520－8577 Japan TEL 077－528－4314 E－mail ka10@pref.shiga.lg.jp

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第12条の規定により公告する。

令和８年10月23日

滋賀県知事　三日月　大造

１　落札に係る物品等または特定役務の名称および数量　ロータリ除雪車（2.2m級）　１台

２　契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地　滋賀県県土整備部道路整備課　大津市京町四丁目１番１号　電話　077－528－4131

３　落札者を決定した日　令和８年８月17日(木)

４　落札者の氏名および住所　株式会社山方モータース　代表取締役　山方直也　高島市新旭町旭745番地８

５　落札金額　62,205,000円（税込）

６　契約の相手方を決定した手続　一般競争入札

７　一般競争入札を行うにつき公告した日　令和８年７月14日(火)

発行人・発行所　滋　賀　県　大津市京町四丁目１番１号